

# 8月30日～9月5日は防災週間 市ではさまざまな災害を想定し、 準備を進めています

地震、洪水、竜巻…。これらの災害は、ひとたび発生すれば私たちの生活に大きな被害をもたらします。しかし、発生の予測をすることは非常に困難です。そのため、市民、行政がそれぞれの立場で、いかに備えをしておくことが大変重要となります。市では「越谷市地域防災計画」に基づき、さまざまな被害状況を想定し、それらに適切かつ迅速に対応できるように準備を進めています。

関係機関管理課 ☎963119285

## 73カ所の避難場所と 93カ所の避難所を指定

特に大きな被害をもたらすと想定される災害が地震です。もしあなたが自宅に居るときに大地震が発生したら、どこへ避難したらよいかわかりますか。

市は、73カ所の避難場所（うち10カ所が大規模火災から身を守る広域避難場所を兼ねています）と93カ所の避難所を指定し、災害発生時の避難先としています。



防災マップやハザードマップなどさまざまなパンフレットが発行しています

また、洪水などの発生が予測される場合は、市が避難勧告や避難指示を出すことがあります。避難場所や避難所は、市が発行する防災マップや、市ホームページで確認することができます。



18万食以上の食料や生活必需品などを25カ所に分けて備蓄しています

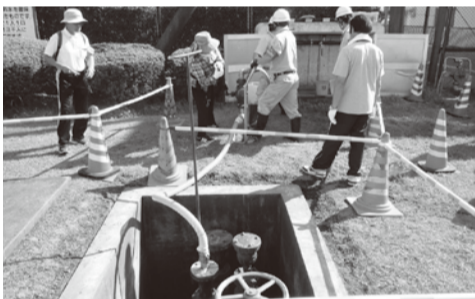
## 防災備蓄倉庫や耐震性 飲料用貯水槽を整備

す。日頃からこれらの位置やルートをしっかり確認し、いざという時に困らないようにしておくことが大切です。

平成26年3月に県が策定した新たな地震被害想定では、本市では避難者数が最大で約2万人、帰宅困難者が最大で約2万6000人程度発生するとされています。そのような事態に備え、市では市内25カ所に防災備蓄倉庫を設置し、食料や生活必需品のほか、仮設トイレや発電機などの救護・救助用品を備蓄しています。

実際に平成23年3月の東日本大震災や25年9月の竜巻など市

内で大きな被害が発生した際には、被災された方へ備蓄品の配布を行いました。そのほか、地域の防災訓練などで備蓄品を活用した訓練を行っています。また、食料や生活必需品などと同じく欠かせないのが飲料水です。前述の地震被害想定では、市内で最大約13万5000人が断水の被害に遭うとされています。市では市内22カ所に耐震性飲料用貯水槽を整備しており（1カ所当たり100立方メートル計2200立方メートル）、これらの人が3日間生活するのに十分な量（1人1日3リットルで計算）の飲料水を備えています。



地下に設置された貯水槽から手動ポンプなどで水を汲み上げます

## 物資の配布は すぐには始まりません 自ら準備しておくことも 重要

しかし、災害発生時には行政も被災するため、備蓄品の配布は災害発生後すぐに開始できるわけではありません。

行政からの配布に頼るつもりが、すぐに手に入らなくて困ったということにならないよう、皆さんの自宅や職場でも非常持出品や備蓄品など最低限の物資はそろえておきましょう。

## 専門家が事業を評価 市事業の「外部評価」公開ヒアリング

市では、事務事業の見直しや改善を進めるため、外部の専門家が市の事業を評価する「外部評価」のヒアリングを公開で行います。各事業の現状と今後のあり方などに関する市職員とのやりとりを傍聴してみませんか。評価結果は後日、市ホームページ等で公表します。

時間下表のとおり 当日会場へ。入退場自由。席に限りがあります

10月8日(木) いずれも第三庁舎1階 10月9日(金) いずれも第三庁舎1階

会場	開始時間	事業名
会議室1・2	9:30	児童館コスモス施設管理事業
	10:15	総合学習・チャレンジ支援事業
	11:00	法制・訟務事務事業
	13:15	広報活動事業
	14:00	火災・救助活動事業
会議室3・4	9:30	男女共同参画推進委員会運営事業
	10:15	市税等徴収事務事業
	11:00	交通安全指導事業
	13:15	高齢者就業支援事業
	14:00	勤労者等貸付事業

会場	開始時間	事業名
会議室1・2	9:30	がん検診等事業
	10:15	家族介護支援事業
	11:00	成年後見事業
	13:15	公共交通(バス等)事業
	14:00	文化財調査事業
会議室3・4	9:30	動物死体収集事業
	10:15	合併処理浄化槽普及事業
	11:00	排水機場施設維持管理事業
	13:15	市民活動支援事業
		市民活動支援センター管理事業

\*当日の状況により、時間が前後することがあります。そのほか、詳しくは市ホームページをご覧ください

関係機関管理課 ☎963-9313

## 平成27年度 第3期

# 住宅用太陽光発電設備の 設置費用を補助

市では、温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムの設置費用を補助します。

〔対象者〕 自ら居住する住宅に設置する市民、もしくは平成28年3月31日までに市内に居住予定の方およびマンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合

＊市税等の滞納や建築物等に法令違反がないこと

〔補助額〕 最大出力1キロワット当たり3万円。上限は、戸建て住宅は10万5千円(3・5坪以下)、マンションは30万円

〔対象設備〕 ①太陽電池モジュール認証を受けた未使用品で、交付決定日以降に着工し、新規に設置をするもの ②平成28年3月15日までに電力会社と受給契約を結び、余剰電力の買い取り契約が結ばれること

〔申込み〕 9月28日(月)～10月9日(金)。申請書に必要書類を添えて直接環境政策課へ(郵送不可)。申請書は環境政策課で配布しているほか、市ホームページから印刷できます

＊予定件数は60件程度です

環境政策課(第三庁舎4階) ☎963119183

＊期間内に予算を超える申請があった場合、10月19日(月)に公開抽選を行います

〔注意〕 ＊補助金の交付決定前に工事に着工した場合、補助を受けられません ＊発電設備設置計画の際には、隣接地に高層建築物が建てられるなどして発電量が低下するトラブルや、積雪時の落雪等による危険性が考えられます。近隣の状況にご考慮ください

＊訪問販売等による業者とのトラブルも寄せられています。契約にあたってはご自身で情報収集し、納得のできる契約をしましょう

環境政策課(第三庁舎4階) ☎963119183